

学校法人白樺学園白樺学園高等学校と芽室町議会の包括連携協定書

学校法人白樺学園白樺学園高等学校（以下「甲」という。）と芽室町議会（以下「乙」という。）は、次のとおり包括的な連携協定（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙の人的、知的資源の交流、活用を図ることで、双方の活動の充実・発展に資することを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲と乙は、前条に定める目的を達成するため、次の各号に定める事項について相互に協力することに努める。

- (1) 甲による乙の議員、職員、住民等を対象とした学習機会の提供
- (2) 乙の公の施設における甲の生徒を対象とした研修機会の提供
- (3) 乙が実施する事業への甲の教職員、生徒の参画
- (4) 甲の教職員と乙の議員、職員等との交流、研修
- (5) その他、甲乙で合意した分野における活動

（実施条件）

第3条 前項の事項を実施する際の実施条件及び実施方法、協力の形態、事業成果の利用条件等は、甲と乙がその都度協議して決定する。

（施設の利用）

第4条 甲と乙は、連携、協力するに際し、教員、議員、職員、生徒の相互派遣及び相互受け入れ、施設等の利用について、支障のない範囲において互いに便宜を供するものとする。

（経費の負担）

第5条 連携、協力に関する経費の負担については、甲と乙がその都度協議して決定する。

（協定の期間）

第6条 この協定の有効期間は、協定書締結の日から平成31年3月31日までとする。ただし、本協定の満了日までに、甲と乙の双方から特に申し出がないときには、さらに1年間更新するものとし、その後においても同様とする。

（補則）

第7条 この協定書に定めのない事項又は変更を要する事項が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、それぞれ1通を保有するものとする。

平成30年10月12日

甲 学校法人白樺学園
白樺学園高等学校校長

嶋野幸也

乙 芽室町議会議長

広瀬重雄

白樺学園高等学校と芽室町議会の

包括的連携協定締結式

次 第

日時：平成30年10月12日（金）

午後4時～

場所：白樺学園高等学校 第一会議室

1 開 会

2 挨 拶

芽室町議会議長 広瀬 重雄

白樺学園高等学校 嶋野 幸也

3 協定内容説明

4 協定書の締結調印

白樺学園高等学校 嶋野 幸也

芽室町議会議長 広瀬 重雄

5 写真撮影

6 閉 会

白樺学園高等学校と議会の「包括的連携協定締結式」 タイムライン

	白樺高校	芽室町議会
前段	会場設営（山本教諭）	物品等準備
15：20		役場出発
15：40		白樺高校 到着
15：45	2階 第一会議室（右側ドア）集合 →挨拶、歓談 ※正副議長、正副議運委員長 ※校長、副校長、教頭、事務長 ※事務局・山本教諭は、締結式会場（隣の部屋）で横断幕設置等	
15：57	締結式会場（隣の部屋）へ移動	
16：00	1 締結式開会 2 挨拶 3 協定内容説明 4 協定書の締結調印 5 写真撮影 6 閉会	
閉会后	※事務局は横断幕を撤収 →帰庁へ	

締結式配席表

(日時:10月12日16時～ 於:白樺学園高校 2階 第一会議室)

白樺学園高等学校

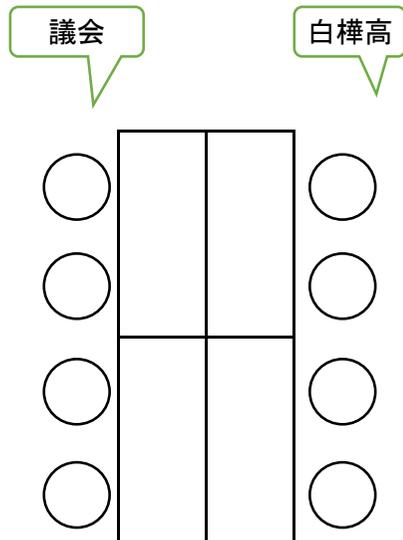
〇〇〇 事務長	奥泉 教頭	湊谷 副校長	嶋野 幸也 校長
---------	-------	--------	----------

進行補助
山本教諭

横断幕

締結 調印席
締結 調印席

(待機場所)



(報道)

芽室町議会

梶澤 幸治 議会運営副委員長	早苗 豊 議会運営委員長	柴田 正博 副議長	広瀬 重雄 議長
-------------------	-----------------	--------------	-------------

撮影 議会事務局次長
西田

司会 議会事務局長
仲野